

別表 補助対象経費及び補助率

対 象 事 業	補助率（補助金額）
<p>① 多言語化整備</p> <p>ア 施設等における館内の外国語またはピクトグラム表示案内板等の設置</p> <p>イ 外国語表記のパンフレット、館内利用案内及び外国語表示ホームページなどの作成（ただし、日本語のホームページ作成に係る部分の経費は除く）</p> <p>ウ 有料の契約が必要な衛星放送等による海外番組の視聴設備の導入</p> <p>エ 外国語表記のまち歩きマップ等の作成</p> <p>オ その他、会長が必要と認めた事業</p> <p>但し、以下に定める条件を満たすもの</p> <p>（ア）観光庁策定「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月）に沿った整備とすること</p> <p>（イ）事業内で発生する翻訳業務については自動翻訳を利用しないこと</p>	<p>2 分の 1 （金 500,000 円以内）</p>
<p>② Wi-Fi 整備事業</p> <p>県内に所在し、不特定かつ多数者にフリーWi-Fi 又は充電用コンセントを無償で提供する観光施設等、交通拠点（電車、バス、タクシー車内含む）の行う整備のうち、以下の経費を対象とする</p> <p>ア Wi-Fi 機器費用（ルータ、集約 SW（スイッチ）、フロア SW、無線アクセスポイント、HUB（ハブ）収容盤、LAN ケーブル等）</p> <p>イ 工事費（機器設置・設定、LAN 配線、現場管理、電波調査等）</p> <p>ウ 設計・管理費（設計費、労務費等）</p> <p>但し、以下の条件を満たすもの</p> <p>（ア）新規事業又は WPA2 以上のセキュリティ方式を使用した改修工事であること。また仕様上、IEEE802.11ac（Wi-Fi5（5GHz 帯））以上に対応していること</p> <p>（イ）別添「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」の内容に準拠したセキュリティ対策を講じたものであること</p>	

別表 補助対象経費及び補助率

<p>③ 施設等のバリアフリー化整備等</p> <p>ア 施設敷地内のバリアフリー改修</p> <p>イ 備品購入（但し以下の備品に限ることとし、既存備品の買い替えについては対象外）</p> <p>（ア） 移動補助に関する備品等：車いす、車いすクッション、車いすテーブル、車輪カバー、泥落としマット、杖、歩行器</p> <p>（イ） 段差解消に関する備品等：簡易スロープ、リフト、階段昇降機、上がり框手すり</p> <p>（ウ） 階段の安全性を高める備品等：段鼻滑り止め、段鼻蛍光材、その他灯り</p> <p>（エ） 受付備品等：筆談ボード、館内点図</p> <p>（オ） ベビーカーユーザーへの備品等：ベビーキープ、ベビーベッド、ベビーカー</p> <p>（カ） その他会長が必要と認めた備品</p> <p>ウ バリアフリー機能を備え付けた洋式便器への改修</p> <p>但し、事業計画の際には、佐賀嬉野バリアフリーツアーセンターが実施するユニバーサルデザイン（以降、「UD」という。）化支援相談窓口（無料）を活用し、アドバイス報告書に沿った整備とすること</p> <p>※ 観光施設のバリアフリー化整備の場合にのみ必要な提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイス報告書</li> <li>・該当箇所の写真及び平面図</li> </ul>	<p>2分の1 (金 500,000 円以内)</p>
---	---------------------------------

参考 UD化支援相談窓口について（別添 紹介チラシ）

UD化支援相談窓口を実施する佐賀嬉野バリアフリーツアーセンターは、障がい者・高齢者・ベビーカーユーザー・外国人などを含むすべての人の旅行のお手伝いを行い、日本バリアフリー観光推進機構の一員として、パーソナルバリアフリー基準に基づいた情報提供を行っています。

※以下の経費については補助対象不可となります。

- ・ 交付決定前に行われた取組
- ・ 会食費
- ・ 通常の運営経費（旅費、通信運搬費、使用料等）
- ・ イベントに係る経費
- ・ その他、事業の趣旨と異なる費用